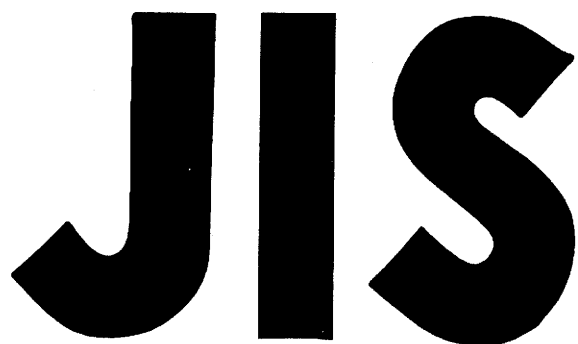




図書館相互貸借応用の
——
プロトコル仕様——
第1部：プロトコル仕様

JIS X 0809 : 2001

(ISO 10161-1 : 1997/Amd.1 : 1998/Amd.2 : 1999)

(2005 確認)

平成 13 年 1 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

JIS X 0809には、次に示す附属書がある。

附属書A (規定) ILL 状態表

附属書B (規定) 転送構文

附属書C (規定) この規格に割り当てられるオブジェクト識別子及び登録要件

附属書D (規定) ILL 拡張データ型定義の登録手続き

附属書E (参考) ILL 拡張データ型定義の登録エントリの例

附属書F (参考) 支援サービスの利用

附属書G (参考) 拡張資料配送サービスの起動

附属書H (参考) 維持機関及び登録機関の任命

附属書I (参考) 参考規格

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成13.1.20

官 報 公 示：平成13.1.22

原案作成協力者：財団法人 日本規格協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 情報部会 (部会長 棟上 昭男)

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 情報電気標準化推進室 [☎100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

ページ

序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	2
3. 定義	3
3.1 参照モデル定義	3
3.2 ASN.1定義	4
3.3 表示サービス定義	4
3.4 応用層構造定義	4
3.5 サービス記法定義	4
3.6 ILL定義	4
4. 略語	12
5. プロトコルの概要	12
5.1 提供サービス	12
5.2 仮定する対応サービス	13
5.3 モデル	13
6. ILL APDU	14
7. トランザクション情報	14
7.1 トランザクション識別子	14
7.2 プロトコル状態	16
7.2.1 依頼機関状態	16
7.2.2 受付機関状態	16
7.2.3 最終状態	17
7.2.4 中継機関状態	17
7.3 プロトコル変数	17
7.4 満了タイマ	18
7.5 依頼情報	18
7.5.1 システム識別子	18
7.6 履歴情報	19
8. 処理の要素	19
8.1 事象及び動作	19
8.1.1 依頼機関の事象	20
8.1.2 依頼機関の動作	20
8.1.3 受付機関の事象	21
8.1.4 受付機関の動作	22
8.1.5 中継機関の事象及び動作	23
8.2 すべての当事機関に関する処理規則	23

8.2.1	APDUの送受信	23
8.2.2	トランザクションの段階	23
8.2.3	任意選択のメッセージ	24
8.2.4	送付先一覧	25
8.2.5	依頼済一覧	25
8.2.6	貸借期限更新の制御	25
8.2.7	APDU遷移確認	25
8.2.8	APDUの繰返し	26
8.2.9	再依頼	27
8.2.10	トランザクション廃棄	27
8.2.11	トランザクション取消し	28
8.2.12	ILLトランザクション情報の存続期間	29
8.2.13	プロトコル誤り	29
8.2.14	拡張規則	29
8.2.15	受付機関固有情報	29
8.2.16	利用者番号情報	29
8.2.17	資料の補足的記述	30
8.2.18	送信メッセージ	30
8.3	中継機関の処理の規則	30
8.3.1	転送トランザクション	30
8.3.2	連鎖トランザクション	30
8.3.3	区分化トランザクション	31
8.3.4	転送、連鎖及び混合	32
9.	抽象構文	33
9.1	ILL APDUのASN.1仕様	33
9.1.1	ILL APDU	34
9.1.2	型	42
10.	適合性	54
10.1	静的適合性	54
10.2	動的適合性	55
10.3	プロトコル実装適合性記述要件	55
附属書A (規定)	ILL状態表	57
附属書B (規定)	転送構文	86
附属書C (規定)	この規格に割り当てられるオブジェクト識別子及び登録要件	107
附属書D (規定)	ILL 拡張データ型定義の登録手続き	108
附属書E (参考)	ILL 拡張データ型定義の登録エントリの例	110
附属書F (参考)	支援サービスの利用	111
附属書G (参考)	拡張資料配送サービスの起動	113
附属書H (参考)	維持機関及び登録機関の任命	114

附属書I (参考) 参考規格	115
----------------------	-----

解説	116
----------	-----

白 紙

図書館相互貸借応用の
プロトコル仕様—
第1部：プロトコル仕様

X 0809 : 2001
(ISO 10161-1 : 1997/
Amd.1 : 1998/ Amd.2 : 1999)

Information and documentation—Open Systems Interconnection—
Interlibrary Loan Application Protocol Specification—
Part 1 : Protocol specification

序文 この規格は、1997年に第2版として発行された **ISO 10161-1** (Information and documentation—Open Systems Interconnection—Interlibrary Loan Application Protocol Specification—Part 1: Protocol Specification) 並びに Amendment 1 (1998), Amendment 2 (1999) を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。ただし、追補 (Amendment) については、編集し、一体とした。

1. 適用範囲 この規格は、図書館相互貸借 (Interlibrary Loan, 以降、ILLという。) 応用サービス要素 (ASE) のためのプロトコルを定義する。**ISO** 図書館相互貸借サービスを提供するためにシステムが取らなければならない動作を示す。

それは、ILLトランザクションに参加する二つ以上のエンティティのそれぞれの動作の規則の形式記述を提供し、次のものを定義する。

- a) ILLサービス利用者が発行した要求サービスプリミティブを受理する際の動作
- b) APDUを受理する際の動作
- c) 局所システム内の事象の結果として取るべき動作

これは、ILLプロトコルAPDUを伝えるのに必要な抽象構文の詳細 (**9.参照**) を提供する。このプロトコルの実装者が守らなければならない適合要件を規定する (**10.参照**)。

ILLプロトコルの適用範囲は、システムの相互接続に限られ、計算機システム内で使用するインタフェースの実装を指定したり、制限したりはしない。計算機システムは、単体のワークステーションからメインフレームまで考えられる。

この規格は、図書館、総合目録センターなどの情報ユーティリティ及び書誌情報を処理するその他のあらゆるシステムによる利用を目的とする。これらのシステムは、図書館相互協力業務に、依頼機関 (すなわち、ILL依頼の起動機関)、受付機関 (すなわち、書誌的資料又は情報の提供機関) 及び/又は中継機関すなわち、依頼機関に代わって適当な受付機関を見つける代理人) の役割で参加する。

備考 この規格の国際対応規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、**ISO/IEC Guide 21**に基づき、IDT (一致している)、MOD (修正している)、NEQ (同等でない)とする。

ISO 10161-1:1997 Information and documentation—Open Systems Interconnection—Interlibrary Loan Application Protocol Specification—Part 1 : Protocol Specification (IDT)